

3階建ての年金?! ～公務員の年金制度～

毎月の給料等支給明細書を見ていただくと、年金に関して「厚生年金（共済）」「退職等年金分掛金」と2種類の保険料が控除されています。皆さまはこれらがどのような「年金」なのかご存知でしょうか。

今回は、皆さまが加入されている年金制度についてご紹介いたします。

皆さまは、2つの公的年金制度と公務員独自の年金制度に加入しています。

【現在の公務員共済組合員の年金制度】

3階	平成27年10月～ 退職等年金給付(年金払い退職給付)	公務員独自の年金	
2階 被用者年金制度	厚生年金		公的年金
1階 国民年金制度	国民年金(基礎年金)		

※上の図は、地方公務員、国家公務員等の制度内容です。
なお、複数の公務員期間がある場合は通算され、最終の共済組合が管理します。

公的年金

国民年金 (基礎年金)

全国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。「国民年金皆年金制度」が導入された昭和61年4月1日以降は、20歳から60歳までの全国民に、国民年金の加入が義務付けられています。厚生年金保険の加入者とその被扶養配偶者は、国民年金にも加入しています。

厚生年金

被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で、基礎年金に上乗せして支給されるため、2階部分と呼ばれます。個人の加入期間と給与に応じた報酬に比例した年金が支給されます。

公務員独自の年金

退職等年金給付 (年金払い退職給付)

被用者年金制度一元化を機に創設された公務員独自の年金で、新3階部分と呼ばれます。将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ掛金と負担金で積み立てる「積立方式」です。65歳以降退職していることを要件に受給できます。

参考 給料等支給明細書を見てみましょう!



Aさんの場合

長期	厚生年金	〇〇,〇〇〇
	退職等年金	〇,〇〇〇

厚生年金の保険料

退職等年金給付
(年金払い退職給付)の掛金

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828